

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月13日

京都市長 松井孝治

京都市規則第37号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第6条の2第1項」の右に「又は第18条第4項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)